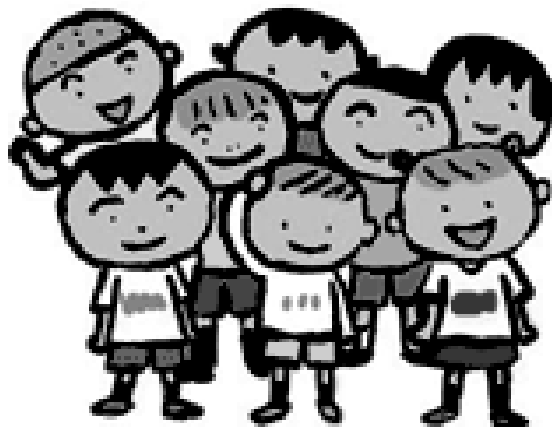


～すべての子どもたちに、いきいきとゆたかな放課後を～

# 京都市 すざくだいさんじどうかん 朱雀第三児童館

保存版

## 学童クラブのしおり



～お家の方々、みんなで読んでくださいね～

社会福祉法人 京都保育センター 京都市 朱雀第三児童館

TEL 075-326-6909 FAX 075-326-6910

Eメール [suzaku3@kyo-yancha.ne.jp](mailto:suzaku3@kyo-yancha.ne.jp)

ホームページ <https://suzakudaisanjidoukan.jimdofree.com/>

2024.2 改訂

## 目次

- 2p.3p** 児童館・学童クラブについて
- 4p** 学童クラブの概要
- 5p** 小学校からの登館、児童館からの下館コース
- 6p** 子どもと親と厚生員と
- 7p** 情報管理システム「さくら days」利用登録のお願い・入力方法
- 8p.9p** 緊急時・その他の対応
- 10p.11p** 入館までにしていただきたいこと・お願い
- 12p** 学童クラブ登録に関わる諸費用について
- 13p～16p** スポーツ安全保険・児童安全共済
- 17p** 感染性の病気と登館のめやす
- 18p.19p** 登館届

## 付録

- 20p** 京都市朱雀第三児童館について
- 21p.22p** 社会福祉法人 京都保育センター 法人大綱
- 23p.24p** 利用者からの苦情解決の取り組み実施要綱
- 25p.26p** 子どもの権利条約



## 児童館ってこんなところですよ

児童館は「児童福祉法」に定められている『児童厚生施設』のひとつです。各自治体によって規模・設備・取組・職員の体制や処遇等に違いはありますが、共通して『0歳の赤ちゃんから思春期真只中の18歳までの児童が、自由に来館して利用できる居場所』であり、また『子育て支援の場』『地域の子育てネットワークの拠点』という役割を担う施設です。(「児童館ガイドライン」厚生労働省・2011策定・2018改訂)2023年4月に施行された「こども基本法」12月に決まった「こども大綱」も児童館の取り組みが大きく反映されています。

### ●京都市の児童館

京都市では、1955年～59年に当時の9行政区に1ヶ所ずつ、市電の廃車を利用して設置されたのが始まりです。

現在は学童クラブを併設した『一元化児童館』を、1中学校区1館を目標に建設(2013年春、目標130館が達成し建設予定は終了)、法人などの指定管理者に委託して事業を実施しています。

京都市は児童館事業に対して『子ども育成機能』『子育て支援機能』『地域福祉促進機能』の3つの柱で指針を作成し、9項目の重点ポイントを設定しています。

他の自治体とは異なり、学童クラブが児童館の中にあることで、小学生だけでなく、赤ちゃんから中高生、こどもに関わる地域のすべての人が自然と交流できる場となっていることは大きな特色です。

### ●朱雀第三児童館の成り立ち

1966年、専売公社や電々公社で働くお母さんたちの運動で、朱雀会館の一室で共同保育が始まりました。1972年に朱雀学童保育所として壬生児童公園に移転。1995年には京都市御前児童館と合併し、「京都市御前児童館分室朱雀学童クラブ」となりました。いつの時代も子どもたちの生活の場として、長年地域のみなさんに大切にされてきました。

やがて学童クラブの利用希望者が増え、待機もしくは御前児童館本館(四条御前リハビリセンター2F)での受け入れをせざるをえなくなりました。保護者会として、どの子も希望の学童クラブに入れるよう要望し、また朱三地域にも児童館が欲しいという多方面からの強い要望もあり、2011年11月、社会福祉法人京都保育センターが指定管理を受け、朱雀第三児童館がスタートしました。

### ●地域のなかで

当法人は、小栗栖地域のお母さんたちの要求で保育園を作ったことに始まり、北区に保育園と児童館を、やはり地域の要求から建設してきました。その経過から「地域に根差し、子どもの豊かな成長をねがい、保護者や地域とともに、一緒に子どもたちを育てていくこと」を大切にしています。

朱三児童館では、子どもたち自身が、あるいは子育てをするお母さんお父さんたちが、また子どもに関わる地域の加人々が「ほっと一息つける居場所」でありたいと考えています。と同時に『地域の子育てなかまづくり』の取組みを積極的に実施しています。同じ地域に暮らす様々な人々と「こども」「子育て」をキーワードに手をつないでいる『子育てネットワーク』では、子どもたちとも手をつなぎながら、みんなで安心して大きくなれる地域づくりをめざしています。

## 学童クラブは生活の場です

「児童館」は、前述のとおり18歳未満の子どもたちが自由に利用する施設です。一方「学童クラブ」は、保護者の就労などにより放課後の保育が必要な特定の条件の子どもたちが利用する施設です。

「放課後の生活を安心、安全に過ごしてほしい」という保護者の願いで始まる学童クラブですが「昼間のきょうだい」と呼ばれるように、日々の遊びや取り組みの中で、異年齢集団としての生活ができていきます。子どもたち自身が考える機会を通じて、学童の生活を子どもたち自身の力で作っていただけるように、私たち厚生員は、子どもたちの成長を援助していきたいと思っています。

## 大切にしていること

### 「子どもたちが自分で考えて決定すること」「子ども自身が主人公になれるプログラム」

時にはトラブルや困りごと子どもたちにかえして、みんなで話し合う機会を持つようにしています。正解を提示するのではなく、一人ひとりが自分で考えることに重点を置いています。そうすることで、あそびの中でのコミュニケーション、リーダー性の発揮、それを見てのあこがれなど、異年齢の集団ならではの良さが日々の生活の積み重ねによって生まれてほしいと考えています。私たちはこの積み重ねを大切にしています。

放課後の自由な時間の保障とともに、子どもたちが学童に来て良かったと思えるような取り組みを目指しています。ご家庭のスケジュールもあるかと思いますが、準備を必要とするような取り組みの際には子どもたちみんなで協力し合えるように、ぜひご支援・ご協力をお願いいたします。

朱雀第三児童館学童クラブでは、こんな子どもに育ててほしいなあと考えています。

### 自分自身のことを認め、大切に、「自分のことが好き」と言える子

自己肯定感とは、ありのままの自分をまるごと受け止める気持ちのこと(〇〇ができる「わたし」が好き！ではなく、うまくいかない「わたし」も含めて、「わたし」なんだ！)。朱雀第三児童館学童クラブでは、子どもたちの自己肯定感を育むことを目指しています。

そのために私たちは、子ども一人ひとりが安心して過ごせる環境づくり、一人ひとりの心に寄り添う保育に努めます。そして「あそび」や「取組み」の中で、子ども同士、お互いを認めあえる関係づくりを目指しています。そうすることで

- ・自分と向き合い、いっしょけんめい考える
- ・自分の意見を言葉で伝えられる、人の意見に耳を傾けられる
- ・ひとりひとりのちがいを認めあえる
- ・みんなで一緒に取り組むことに喜びを感じられる
- ・労働の大切さを感じられる

こんな力を身に付けて、次のステップへ羽ばたいてほしいと考えています。

## 学童クラブの概要

- \*対象 小学校1～6年生
- \*時間 下校時から 17:00 それ以降は最長 18:30(申請の時間枠で変わります)  
子どもたちは 17:00 お帰りコースごとに列になって下館します(集団帰り)、それ以降の保育は原則お迎えが必要です。(土、長期休業、代休日等は 8:00 から保育します)
- \*休日 日曜・祝日(行事によって日曜日に開館する事もあります)年末年始(12月29日～1月3日) 警報発令に伴う休館、その他家庭保育の協力をお願いすることがあります。
- \*費用 別頁参照
- \*保険 別頁参照

1日の流れ(平日)	1日の流れ(土曜日)	主な取り組み
来館(ただいま)	8:00～9:30 来館	4月 入館式
自由あそび・取り組み・宿題など	宿題・静かなあそび	懇談会①
15:00 おやつ	10:00 朝の会	5月 個人懇談会
自由あそび・班活動・会議など	自由あそび	6月 ブロック児童館まつり(6/1)
16:45 片付け	11:45 片付け	8月 懇談会②
16:50 みんなの会	12:00 昼食	9月 デイキャンプ(9～11月頃) 朱三ふれ愛まつり(地域)
17:00 さようなら(集団帰り)	13:00 自由あそび	10月 こどもまつりの取り組み
18:30 まで延長保育	15:00 おやつ	10～11月 こどもまつり
※学校長期休業中については別途 お知らせします	16:45 片付け	12月 懇談会③ お楽しみ会
	16:50 みんなの会	1月 3年生企画の取り組み
	17:00 さようなら(集団帰り)	2月 凧あげ大会
	18:30 まで延長保育	3月 お別れ会 その他:ロックソーラン隊

\*申請利用時間内に退出できるようにご協力ください。

\*17時以降利用するには、延長保育(18:30まで)の登録が必要です。



## 朱雀第三児童館 小学校からの登館・児童館からの下館コース



### お帰りコースについて

同じ方面に帰る子どもたちで、お帰り班を作ります。コースは北・下溝・西・北東・南東・光徳の6種類です。お帰りの際、北・下溝・西・北東・南東コースは児童館から、高辻通を渡るところまで見送っています。

光徳コースは、小学校からの下校コースを逆さにたどっていきます。児童館の前の横断歩道を渡ったあとは、自分たちで帰ることになります。松原通りを西に進む場合には、朱三小の手前の信号まで見送っています。

## 子どもと親と厚生員と

保育園(所)幼稚園を卒園(所)して送り迎えが無くなり、ホッと一息のお母さんお父さん。しかし、今まで限られた場所、環境の中で大切に育てられた子どもたちが、いきなり「家庭」と「学校」と「学童」という三つの場を行き来することに、心配や不安を抱えていらっしゃると思います。

保育園時代と違い、保護者と厚生員がゆっくり話をする機会もあまりありません。保護者同士が顔を合わせて親しくなっていく場もわずかです。気がつくと「うちの子は毎日どんな生活をしているのかしら？」という状況が生まれてしまうかもしれません。

子どもたちもまた、小学校と学童それぞれでの異なる集団生活の中で、小学校での勉強や、新たな居場所作りに緊張したり、たくさんの想いを抱えて日々悩み、成長していくでしょう。日々の生活では、楽しいことも、時にはしんどい場面も出てくると思います。

日々の子どもの様子を保護者のみなさんにお伝えする機会を大切に、子どもの想い、親としての願い、厚生員としての願いを、共有しながら見守っていきたくと考えています。

ご家庭でも学童での普段の様子や取り組みの様子等、お子さんの話す言葉に耳を傾けていただき、お子さんの様子を伝え合える関係を作っていくことで、困難な状況も一緒に乗り越えていきたいと思っています。

### ●保護者の皆さんに向けて、私たちが行っていること

- ・保護者からの欠席確認を確実に取るようにします。
- ・お便りやその他必要なプリントの配布を、保護者アプリを通じて行います。子どもたちの様子や月の予定等をお知らせします。
- ・ケガやトラブルなど、特別なことがあった場合は電話、保護者アプリ等で迅速にお伝えし、適切な対応をしていきます。
- ・行事参加を呼びかけ、保護者会と協力して子どもも大人も育ちあう場、地域と繋がる場を持ちます。
- ・年に数回の保護者懇談会と個人懇談会を行います。
- ・その他状況に応じた個別相談等。

### ●保護者の皆さんにお願いしたいこと

- ・欠席、早退等の連絡は、15 時頃までに保護者アプリでお願いします。急な変更などの連絡は電話でお願いします。※電話連絡、忘れ物の対応等は 10:00~18:30 の間にお願いいたします。
- ・お知らせ類については精読いただき、アンケート等必要なものについては期限内に返信してください。
- ・土曜日、長期休暇中、給食のない日は、水筒・お弁当を忘れずに持たせてください。
- ・行事に積極的に参加してください(普段の様子を見に来ていただいてもかまいません)。
- ・児童館主催の保護者懇談会等に出席できるように調整してください
- ・家で学童の事を話題にして、気になること等は遠慮なくご相談ください。
- ・新たに習いごと、まなび教室等をする場合は、事前にお知らせください。
- ・勤務状況が変わったり、緊急連絡先が変わった場合、退会・休会される等の場合には、すぐに連絡し、手続きをしてください。
- ・保護者会活動に積極的にご協力ください。

## 情報管理システム「さくら days」利用登録のお願い・入力方法

- 2023 年度より京都市の児童館では情報管理システムさくら days を導入し、アプリを通じて出欠確認、一斉配信、アンケート、配布物(PDF)等の連絡を行っています(詳細別紙)。利用にはスマートフォン、PCが必要になります。アプリを利用できない場合には E メールでの連絡をさせていただきますので、メールアドレスの登録をお願いします。

### ●さくら days 出欠等予定連絡についての入力方法 (統一パターンにご協力ください)

- ①カレンダーから日付を選んで ②欠席遅刻連絡 ③種類 ④日付・時刻 ⑤メッセージ または、  
 ①メッセージ ②+(右下の方にあります) ③欠席遅刻連絡 ④種類 ⑤日付・時刻 ⑥メッセージ  
 ※入力した情報は、カレンダーから確認できます。

#### 予定連絡の入力パターン

	種類	日付・時刻	メッセージ
欠席の場合	自己都合欠席	日付	
	病欠	日付	様子などあれば
遅刻の場合	遅刻申請	日付・時刻	時刻 (例 17:10 部活 まなび )
自分で早帰りの場合	早退申請	日付・時刻	時刻
お迎えで早帰りの場合	早退申請	日付・時刻	お迎え 時刻
集団帰り⇒お迎えに変更	早退申請	日付・時刻	お迎えに変更 時刻
お迎え⇒集団帰りに変更	早退申請	日付	集団帰りに変更

★メッセージ欄への時間記入は忘れないようにお願いします。(日付・時間欄入力の時間が一覧表に反映されないため)

★まなび教室・部活動の情報は、わかり次第同じように入れてください。

#### 一度入れたものを変更する場合

	種類	日付・時間	メッセージ
欠席⇒出席の場合	延長申請	日付	予定変更
その他の場合	新たな情報を入力すると上書きされます。		予定変更



## 緊急時・その他の対応

### ①発熱、下痢等、子どもが集団生活を継続するのがつらいと思われる場合

- 保護者に連絡します。出来るだけ早くお迎えに来てください。

### ②医師の治療を要するケガなどが起きたとき

- 保護者に連絡します。相談の上、病院への引率またはお迎えをお願いします。
- 緊急を要して保護者と連絡が取れなかった場合は、事前に指定された医療機関、または市立病院、回生病院など近隣の病院の受け入れ状況を確認して連れて行きます。

### ③感染症等で学級閉鎖となった場合

- インフルエンザ等により学級閉鎖等となった学級については、罹患が確認されていないお子さんを含めて、ご自宅での保育をお願いいたします。
- 学級閉鎖の解除をもって、受入れを再開いたします。
- インフルエンザ等に罹患された子どもについては、医療機関受診後に登館届※の提出により、利用を再開してください。
- 登録されているお子さんのきょうだい児がインフルエンザ等の罹患を理由として保護者の看護の下で自宅療養する際には、登録されているお子さんについてもご自宅で保育をお願いいたします。

### ④京都・亀岡地域に「暴風警報」が発令された場合

※「注意報」や「強風」「大雨」「洪水」等の警報の場合は、通常通りの保育を行います。

#### (1)開館前に発令された場合

- ◎ 解除されるまで、臨時休館します

#### ◎ 解除された場合

解除された時刻	開館時刻	(比較用)小学校の対応
午前7時まで	状況確認後、開館時間を提示	午前7時まで…平常授業
午前8時30分まで	午前10時～	
午前8時30分～10時まで	午前11時～	午前9時まで…3校時 (10:45)から授業
午前10時～11時30分まで	午前12時30分～	午前11時まで…5校時 (13:45)から授業
午前11時30分～午後1時まで	午後2時～	午前11時以降に解除…臨時休業
午後1時で解除されない時は	終日臨時休館	

#### (2)開館中に発令された場合

- ◎ただちに臨時休館とします

## ◎児童が児童館にいる場合

- ◆ 保護者アプリによる一斉配信でお知らせします。
- ◆ 事前に届け出されている方法で、集団下館または待機状態をとります。待機を選択されている保護者の方は、できるだけ早くお迎えに来てください。  
※届出と違う対応を希望される場合は、速やかにお知らせください。
- ◆ 集団下館の場合、子どもの集団状況に応じて、いつもと違うルートで帰ってもらう場合もあります(できるだけ一人で歩く時間が短くなるようにするため)。
- ◆ 暴風状況により集団下館させられないと判断した場合は、保護者にできるだけ早いお迎えをお願いすることもあります。

## ◎児童が学校にいる場合

- ◆ 学校に登録されている方法で対応してください。(待機・集団下校)  
※届出と違う対応を希望される場合は、学校と児童館の両方に連絡をお願いします。

### ⑤京都・亀岡地域に「特別警報」が発令された場合

- ・ 特別警報が発令された時、あるいは朱三学区に水害に関する避難指示が出た場合も、臨時休館とします。その後の対応は、暴風警報と同じです。
- ・ 特別警戒警報が解除された後、暴風警報が発令されていない場合には、解除後、館内の安全確認をした上で2時間後をめぐりに開館します。

### ⑥地震等その他の災害が起こった場合

- ・ 震度5弱以上の地震、河川の氾濫等自然災害が発生した場合、臨時休館となります。
- ・ 対応については、基本的に暴風警報と同じとします。
- ・ ただし保護者アプリ、電話等での連絡ができない状況の時は、子どもを待機させますので、保護者のお迎えをお願いします。
- ・ 被害の状況に応じて、学校等と連携しながら、児童の安全確保に努めます。

### ⑦松原中学校区内及びその近辺に不審者情報があった場合

- ・ 学校、警察等と連携し、できる限り情報収集をした上で、保護者アプリでお知らせします。
- ・ 基本的に、事前に届出されている方法で、集団下館または待機状態をとります。待機を選択されている保護者の方は、できるだけ早くお迎えに来てください。  
※届出と違う対応を希望される場合は、速やかにお知らせください。
- ・ 状況により、一定の待機時間を取ったうえで集団下館をする場合もあります。
- ・ 複数の職員での引率が必要な場合は、帰宅ルートの変更、帰宅時刻が遅くなる場合があります。

★事前の届け出は、児童票に記入欄があります。

★登録された以外の方がお迎えに来られる場合は、必ずご連絡ください。  
登録以外の方が連絡なく来られた場合、原則として引き渡しはできません。

## 入館までにしておいていただきたいこと・お願い

1. お迎えがあるなしに関わらず、お家から学校まで、学校から児童館まで、児童館からお家までの道のりを一人で歩けるように、必ず保護者の方と一緒に歩く練習をしておいてください。特に路側帯の中や右端(または家のある側)を歩く、曲がり角や小さな交差点であっても必ず止まって確認をするなど、基本的な交通ルールと安全確認を、子どもの目線で一つひとつ確認しながら歩いておいてください。お家の方の交通ルールの順守が、これから独り立ちする子どもの命と安全を守ります。

※松原通は過去、死亡事故が起こっています。

※通りのおうちの物を触って壊してしまったり、持って帰ってきてしまったり、色々なことがおこります。場合によってはおうちとのトラブルになることもあります。

2. 自転車の 2 人乗りは道路交通法で禁止されています。お迎え等の際、保護者の方が自転車で来られても、幼児用座席にはお子さんに乗せずに、歩いてお帰りください。また危険なので門から自転車置き場までの間は、必ず自転車を降りてください。
3. 児童館周辺は路上駐車できません。子どもたちを含めた歩行者の安全が妨げになります。車での送迎はご遠慮ください。必要な場合は、コインパーキングをご利用ください。
4. 鍵を持たされる場合は、鍵をなくさない工夫や、開閉の練習などをしておいてください。
5. 傘を自分で開いてさす、閉じて巻くという作業ができるように練習しておいてください。折り畳み傘を持たせる時も同様です。また名前は、傘立てに入れた時すぐわかる場所に書いてください。
6. 衣類・靴・帽子・カバンなど持ち物すべてに名前が書いてあるか、もう一度確かめてください。薄くなって消えている場合もありますので、必ずチェックしてください。
7. 保護者の帰りが遅くなるなど不都合が生じた時に、子どもを預かってもらえる友人、知人、ご近所を、また子どもが帰宅してから、保護者が帰宅するまでの間に、子どもが気軽に助けを求めたり、頼りにできるお家をご近所に作っておかれることをお勧めします。
8. 保護者の皆様の携帯電話に、児童館の電話番号、FAX番号の両方をご登録ください。
9. 何か不安なこと、相談したいことなどありましたら、遠慮なく児童館までお越しください。
10. 着替えを利用初日に持ってきてください。(内容は季節に合わせて交換してください)

～着替えの内容～

シャツ ・ ズボンまたはスカート ・ 下着 ・ 靴下 ・ 持ち帰り用の袋(レジ袋等)

※個人のロッカーに入れておきます。記名した袋(巾着タイプ)にひとまとめに入れてください。

## 児童館広報物への写真の掲載について

児童館(学童)利用時に、記録や広報物への掲載を目的として写真等を撮影し、使用することがあります。使用範囲については以下の通りです。

### ①学童おたより

- 活動の様子をよりわかりやすくするための写真の掲載、文中に学校、学年の掲載  
配布範囲…学童登録保護者、小学校担任と学校長、ブロック内の児童館・学童保育所、法人内

### ②児童館ニュース

- 活動の様子をよりわかりやすくするための写真の掲載  
配布範囲…児童館利用者、小中学校教職員と全校生徒、地域団体長、地域回覧、ブロック内の児童館・学童保育所、法人内、子どもはぐくみ室(中・下)、中京区社会福祉協議会、青少年活動センター(中・下)、館内配架

### ③HP ポスター、チラシ等の広報物・掲示物

- 広報物としてより効果的にするための写真を、個人情報保護に十分留意し、個人が特定しにくい状態での掲載し(あるいは事前に掲載の確認を取ります)、館内や地域回覧、掲示板等への掲示

### ④保護者用アプリ内での写真添付

## 個人情報の取り扱いについて

- 個人情報保護法に基づき、児童館を利用するにあたって提出いただいた個人情報は、児童館、学童クラブの利用に必要なことのみ使用し、他の目的には使用しません。
- 職員には守秘義務が課せられています。職務上知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しません。
- 児童館利用児童、学童クラブ登録児童同士のトラブル等で連絡を取る必要があると判断し、問い合わせがあった場合には、児童票に記入いただいた形で連絡先などの情報を提供します。
- 子ども理解・成長のために必要と思われることは、学校、出身園、関係機関等と連携することが必要だと考えています。情報共有に関してご承諾いただけない場合はお知らせください。

## 利用者の皆様の約束

- 児童館内や、イベント等で撮影された写真、動画等について(児童館より配信されたもの含む)扱いには十分ご注意ください(LINE・X(旧 twitter)・facebook 等 SNS 上にアップロードすることは、他の子どもの個人情報漏洩にもつながります)。

## 学童クラブ登録に関わる諸費用について

### 1, 学童クラブ利用料について

- ・ 利用料の決定通知は、学童登録決定通知と共にお渡しします。
- ・ 減免申請の書類が整っていないご家庭は、いったん全額での決定となります。
- ・ ご家庭のご事情で収入が昨年に比べて大幅に減少した場合は、減免制度もありますのでご相談ください。(3か月ごとの更新手続きとなります)
- ・ 「休会」は 1 か月単位ですることができます。その場合、利用料は発生しません。届け出は休会する月の前月 25 日までに提出してください。
- ・ 「利用時間・利用曜日の区分変更」は、1 か月単位で変更することができます。届け出は、変更する月の前月 25 日までに提出してください。
- ・ 18 時半以降の延長はありません。ファミリーサポートなどの制度をご利用ください。

### 2, 諸費について

- ・ 月額2,000円とします。
- ・ 主におやつ・お弁当代と教材費、学童全体や学年単位で取り組む時にかかる費用、さくら Days の利用料など経費の一部補助に使います。
- ・ 一度納入された諸費は、返金されません。
- ・ 休会された場合は、1 か月300円(休会期間が終了した翌月にまとめて徴収します)

### 3, 保険代について

- ・ 年額1200円です。
- ・ 4 月の利用料・諸費と共に引き落とします。
- ・ 「スポーツ安全保険」と「児童安全共済」の2つに加入します。(別紙参照)
- ・ 児童館(学童クラブ)で事故が発生した場合、上記2つの保障が受けられます。
- ・ 児童館主催の行事にご家族が参加された場合、または子どもさんと一緒に往復途上で事故にあわれた場合は、児童安全共済が保護者にも適応されます。
- ・ 年度途中で退会された場合も、児童館に遊びに来られた時の事故に適応します。

### 4, その他の費用について

- ・ デイキャンプや宿泊を伴うような大きな行事にかかる費用、個別に発生する費用などについては、別途費用を徴収します。引落しについては、都度お知らせをします。

### 5, 納入方法について

- ・ 毎月10日頃にゆうちょの指定口座より引き落とします。
- ・ 新規に学童クラブに入られる方は、別紙の通り「自動払込利用」の手続きを行ってください。
- ・ 1回目の徴収は 4 月中頃の予定です。ただし、「自動払込利用申込書」の提出が遅れた場合は、5 月に2か月分が引き落とされることとなりますので、ご了承ください。
- ・ 毎月初めに、引き落とし日の案内をします。必ず口座残高を確認してください。
- ・ 引落しができなかった場合は、翌月にまとめて引き落としを行います。

### 6, 日本の学童はいく誌について

- ・ 年間購読料は4080円です。
- ・ 全国の学童保育に関わる職員・保護者・研究者が関わる「全国学童保育連絡協議会」が発行している月刊誌です。働きながら子育てをしている親同士の紙面での交流やちょっとしたヒントを得られる冊子です。ご希望の方は、ぜひ申し込んでください。

## 2 加入対象・補償範囲・補償期間など

### ■加入対象となる団体

スポーツ安全保険には  
**スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動**などを行う  
**4名以上**のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。

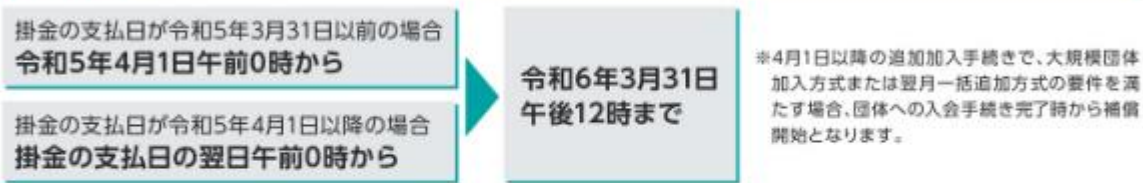


- **ご加入いただける団体の例:** スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学・地域のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティア団体、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、PTAなど。
- ✕ **家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。**  
(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

### ■補償対象となる事故の範囲

- **加入手続きを行った団体の活動に関する、日本国内での次の事故が補償の対象となります。**
  - 団体での活動中:** 団体の管理下における**団体活動中**(注1)の事故
  - 往復中:** 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の**自宅**(注1)との通常の経路往復中の事故※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。  
 (注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.6 [各種解説②③](#)をご覧ください。
- ✕ **学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外** 学校管理下か否かは、学校長の判断によります。  
学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく**保育所**(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。
  - **次にあげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外**
    - 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.6 [各種解説②](#)の要件を満たさない場合  
 (例1) ソフトボールの団体に加入しているメンバーの数が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合  
 (例2) 自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合

### ■補償期間



### ■その他

- 加入人数** > 令和5年度の初回加入時には**4名以上**のご加入が必要です。  
(追加加入の際には、1名からでもお手続きができます。)
- 中途加入  
中途脱退** > 途中で団体員が増えた場合には、追加加入する団体員のみを記入・入力の上、お手続きください。  
中途加入をする場合でも年間掛金が適用されます。また、中途脱退する場合は、掛金の返戻はありません。  
 (加入後の加入者の入替はできません。)
- 証拠書類** > この保険契約の保険証券は保険契約者である(公財)スポーツ安全協会に対して発行されており、各団体・被保険者に対して保険証券は発行されません。**必要に応じてPCでスポあんネットにログインの上、加入履歴にて印刷可能な団体員名簿および領収書を印刷してください。**これらが加入者証の代わりとなります。
- 団体情報の変更** > 加入手続き後に団体情報(団体名、代表者、事務担当者情報)の変更があった場合には変更手続きが必要です。  
スポあんネットにログイン後、「各種変更」よりお手続きください。

# 1 加入区分・掛金・補償額

2,3 P.2, P.3とを  
合わせてご覧ください。

● 団体活動を行う4名以上の方までご加入ください。

加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとに選択ください。年度途中での変更はできません。	補償対象となる団体活動(学校管理下を除く)	スポーツ活動	文化活動	ポランティア活動	地域活動	加入区分 加入区分は加入者ごとに選択ください。年度途中での変更はできません。	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	死亡 (補償)	後遺障害 (補償)	傷害保険金額 事業の日がその日を含めて180日以内 入院 18日以内 通院 18日以内 手術 180日以内 日額 50日程度	賠償責任保険 支払限度額 (先着主義なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
子ども (中学生以下) ※特別支援学校の生徒を含む	A1	スポーツ活動 文化活動 ポランティア活動 地域活動	○	○	○	×	800円	団体活動中 その住家中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円	
子ども (中学生以下)	C 64歳以下	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	○	○	○	○	1,850円	団体活動中 その住家中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円	
	B 65歳以上	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	○	○	○	○	1,200円	団体活動中 その住家中	600万円	900万円	1,800円	1,000円	180万円	
大人 (高校生以上)	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます	文化活動 ポランティア活動 地域活動	×	○	○	○	800円	団体活動中 その住家中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円	
全年齢	D	準備・片付け・応援・団体の送迎	○	○	○	○	11,000円	団体活動中 その住家中	500万円	750万円	1,800円	1,000円	180万円	
子ども (中学生以下) ※特別支援学校の生徒を含む	AW	危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む)	○	○	○	○	1,450円	団体活動中 その住家中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	180万円	
	NEW CW 64歳以下 (WEB加入認定)	A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象	○	○	○	×	4,850円	団体活動中 その住家中	100万円	150万円	1,000円	500円	対象外	
大人 (高校生以上)	NEW BW 65歳以上 (WEB加入認定)	C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象	○	○	○	×	5,000円	団体活動中 その住家中	100万円	150万円	1,000円	500円	対象外	
	NEW BW 65歳以上 (WEB加入認定)	B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象	○	○	○	×		団体活動中 その住家中	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	180万円	

△ 全ての加入区分におけるご注意 ■ この保険は同一団体に1口しか加入できません。■ 複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

中途加入・中途退団の場合  
でも年間掛金を適用します。

傷害保険  
入・遺族保険金は任意の補償額を選択できます。下表のとおり1日当たりの活動補償金が支払われます。(各自の団体の活動補償額が  
1日あたり10万円を超えない場合は、手前補償額に引き上げます。手前補償額については、4補償額に支払われる保険金(5)をご覧ください。  
賠償責任保険  
賠償責任保険は任意の補償額を選択できます。下表のとおり1日当たりの活動補償金が支払われます。100万円の補償額を選択する場合は、100万円の補償額が適用されます。

賠償責任保険  
賠償責任保険は任意の補償額を選択できます。下表のとおり1日当たりの活動補償金が支払われます。100万円の補償額を選択する場合は、100万円の補償額が適用されます。

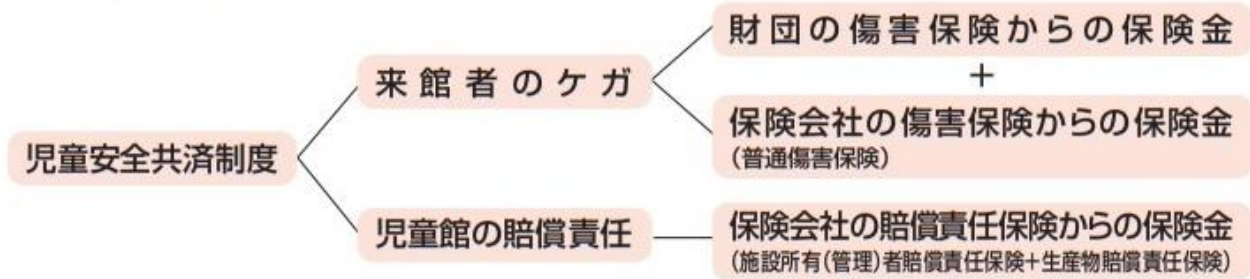
賠償責任保険  
賠償責任保険は任意の補償額を選択できます。下表のとおり1日当たりの活動補償金が支払われます。100万円の補償額を選択する場合は、100万円の補償額が適用されます。

賠償責任保険  
賠償責任保険は任意の補償額を選択できます。下表のとおり1日当たりの活動補償金が支払われます。100万円の補償額を選択する場合は、100万円の補償額が適用されます。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。3

# 1. 児童安全共済制度

「児童安全共済制度」は、「児童館・児童クラブ(以下児童館という)において来館者がケガをした場合の補償(財団の保険と保険会社の保険の合算)」と「児童館が法律上の賠償責任を負った場合の補償(保険会社のみ)」がセットされている制度です。



## 補償の内容

### ◆補償の対象となる事故

#### <来館者のケガ>

児童や保護者などの来館者が、児童館の敷地内において、もしくは児童館の指導のもとに館外で活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金をお支払いします。

※住居を出発する前到来館することが名簿等で確認できる場合のみ通館途上(合理的な経路および方法により往復している間)も補償の対象となります。

※日射または熱射(熱中症)による身体の障害および細菌性食中毒(O-157など)、ウイルス性食中毒(ノロウイルスなど)による身体の障害も補償の対象となります。

(例) 児童館に向かう途中に自転車と接触してケガをした  
(注) 住居を出発する前到来館することが名簿等で確認できる場合に限り。



(例) 児童館でボール遊び中にケガをした



(例) 児童館内で走っていて他の児童とぶつかりケガをした



#### <児童館の賠償責任>

児童館が、保険期間中に偶然な事故により児童や保護者などの来館者やその他第三者にケガをさせたり、第三者の物を壊したこと等のために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(例) 児童館の床が濡れていてケガをさせた



(例) 児童館が提供したおやつを食べた児童が食中毒になった



**ご注意** ご加入にあたっては、来館者名簿が児童館等に備え付けられていることや施設開所日などが活動計画表および活動状況に関する業務状況日誌などの客観的資料により確定できることが必要です。



## 保険金額と保険料

保険期間1年

＜来館者の傷害(ケガ)＞ 財団の傷害保険および特約と保険会社の普通傷害保険および特約で構成されています。  
 財団の特約 施設入場者の傷害危険補償特約  
 保険会社の保険 普通傷害保険(保険期間1年、職種別引20%、優良割引5%、施設入場者の傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、包括契約の精算に関する特約)

保険金の種類	施設管理下および通館途中	A型の保険金額と保険料			B型の保険金額と保険料			C型の保険金額と保険料		
		うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分	
死亡・後遺障害保険金		100万円	79万円	21万円	200万円	158万円	42万円	300万円	237万円	63万円
傷害保険金	入院保険金日額	750円	540円	210円	1,500円	1,080円	420円	2,250円	1,620円	630円
	通院保険金日額	500円	360円	140円	1,000円	720円	280円	1,500円	1,080円	420円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額]×10倍 ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額]×5倍								
療養保険金	30日以上療養した場合	1万円(財団の保険部分のみ)			2万円(財団の保険部分のみ)			3万円(財団の保険部分のみ)		

＜児童館の賠償責任＞ 保険会社による賠償責任保険で構成されています。

保険金の種類と区分	保険金限度額					
	A型		B型		C型	
第三者の身体に損害を与えたとき	1名につき	3,000万円	1名につき	6,000万円	1名につき	9,000万円
	1事故につき	1億円	1事故につき	2億円	1事故につき	3億円
第三者の財物に損害を与えたとき	1事故につき	500万円	1事故につき	1,000万円	1事故につき	1,500万円
自己負担額	身体・財物ごとに1事故につき 1,000円					

※児童館で提供した飲食物による事故は、1事故保険金限度額が年間のお支払限度額となります。

### ＜保険料＞

保険料と型の種類	A型			B型			C型		
施設の年間延来館者に基づいて計算されます。	年間延来館者数	うち財団部分	うち保険会社部分	年間延来館者数	うち財団部分	うち保険会社部分	年間延来館者数	うち財団部分	うち保険会社部分
	×2円20銭	1円16銭	1円4銭	×4円40銭	2円32銭	2円8銭	×6円60銭	3円48銭	3円12銭

## お支払いする保険金

### ◆来館者の傷害(ケガ)

保険金は健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等の支払いや児童館の賠償責任の有無等とは関係なく、別枠でお支払いします。

＜1＞死亡保険金：事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金全額をお支払いします。死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。

＜2＞後遺障害保険金：事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は双方よりお支払いしますが、保険期間中にお支払いする保険金は死亡・後遺障害保険金が限度となります。

#### ＜3＞傷害保険金

- ①入院保険金：事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- ②通院保険金：事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)  
ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
- ③手術保険金：事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、入院中に受けた手術以外の手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。  
※手術のうち、「創傷処理」、「皮膚切開術」など手術保険金の対象外となるものがあります。

#### ＜4＞療養保険金(財団の保険部分のみ)

入院・通院日数が合わせて30日以上になる医師の加療を受けたとき、前記①②③の保険金に上乗せしてお支払いします。

普通傷害保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、5ページの「児童安全共済制度・児童厚生員共済制度のあまし(契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

### ◆児童館の賠償責任

#### ＜5＞賠償責任保険金

児童館が法律上の賠償責任に基づいて、被害者もしくはその遺族に支払わねばならない損害賠償金(適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および児童館の過失割合等によって決まります。)を保険金限度額の範囲内でお支払いします。また次の諸費用もお支払いします。

##### (1) 法律上の損害賠償金

①身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料 など ②財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など

(2) ケガをした人に対する応急手当、緊急措置などに要した費用

(3) 訴訟になった場合は訴訟費用や弁護士報酬(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。) など

なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり賠償金などを支払われた場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※財物に損害を与えた場合の修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

## 感染性の病気と登館（所）のめやす

感染性の病気にかかっている場合は学校保健安全法に準じ、他の子どもへの感染を防ぐとともに、病気にかかった子どもが集団生活に適應できる状態に回復するよう、学童クラブを休んでいただきます。

感染性の病気で休んでいただく期間は下記のとおりです。しかし、これはおおよその目安であり、個々の子どもにより回復の期間などには差があります。そのため、必ず医療機関を受診のうえ、医師の指示に従って登館（所）してください。下記のほかにも感染性の病気がありますので、医療機関では必ず学童クラブに通っていることを伝え、診察を受けてください。

下記の「登館（所）停止が必要な感染症」にかかった場合、登館（所）を再開される際には「登館（所）届」の提出をお願いします。

### 登館（所）停止が必要な感染症

病名	主な症状	登館（所）のめやす	潜伏期	感染経路	感染しやすい期間
インフルエンザ	突然高熱が出て寒気、頭痛、腰痛、関節痛等がおきる。咳は回復期になって出てくる。食欲不振や不機嫌程度の症状の時もある。	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過してから	1日～4日	飛沫感染	発病前1日前から発病後3日の間
麻疹（はしか）	発病2～3日間は38℃前後の発熱、鼻水、咳、目やに等の症状がでる。 一度熱が下がるが、半日もすると再び39～40℃の高熱、発熱が出る。	熱が下がり3日を経過してから	8日～12日	空気感染 飛沫感染 接触感染	発熱が出る1～2日前から発熱が出てから4日の間
風疹（三日ばしか）	発熱と同時に発熱が出て、耳の後ろや首のリンパ腺が腫れる。発熱、発熱は3日くらいでなくなる。	発熱がなくなってから	16日～18日	飛沫感染	発熱が出る7日前から出た後の7日間
水痘（みずぼうそう）	発熱が全身に出て水疱となる。約1週間後には、全部がかさぶたになる。不機嫌、食欲不振、発熱を伴うこともある。	すべての発熱がかさぶたになってから	14日～16日	空気感染 接触感染	発熱が出る1～2日前からすべての発熱がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	1～3日間微熱が続き、多くは片方の耳下腺が軟らかく腫れ、軽い痛みがある。2～3日経つと反対側も腫れてくることもある。	耳下腺、顎下腺又は舌下腺腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから	16日～18日	飛沫感染	耳下腺の腫れる7日前から腫れた後9日の間
流行性角結膜炎	目の充血、目やに、涙目。乳幼児は発熱、不機嫌を伴う。感染力が非常に強い	目の症状がなくなり、主治医が登所を認めてから	2日～14日	飛沫感染 接触感染	初期数日が最も多いが、その後数か月続くことがある。

その他に、ポリオ、シフテリアなどの第1種感染症（学校保健安全法施行規則より 以下同）は「治癒するまで」、第2種感染症の結核、第3種感染症のコレラ、細菌性赤痢、腸チフスなどは「医師により感染の恐れがないと認めるまで」が登館（所）のめやすとなっております。

## 登館（所）届について

感染症にかかった場合は、医療機関を受診していただき、集団生活に支障がないと診断されるまで学童クラブを休んでいただきます。その後、登館（所）される時は、裏面の「感染性の病気および登館（所）のめやす」にあるとおり、下記の「登館（所）届」を提出してください。

### 記入例

#### 登館（所）届

京都市〇〇 児童館・学童保育所

児童名：京都 花子

病名： ・インフルエンザ ・麻しん（はしか） ・風しん（三日ばしか）  
・水痘（水ぼうそう） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  
・流行性角結膜炎 ・その他（ ）

欠席期間： 30年11月 5日 から 11月 9日 まで

病状が回復し、 \_\_\_\_\_ (医療機関名)

において、集団生活に支障がない状態と判断されたので、11月12日から登館（所）します。

30年11月12日

保護者名 京都 太郎 署名又は記名押印

※ 医療機関名も含めて、全て保護者が記入してください。（医療機関に記入してもらう必要はありません。）

## 登館(所)届

\_\_\_\_\_ 児童館・学童保育所

児童名：

病名： ・インフルエンザ            ・麻疹（はしか）            ・風しん（三日ばしか）  
          ・水痘（水ぼうそう）        ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  
          ・流行性角結膜炎            ・その他（                            ）

欠席期間：            年    月    日 から            月    日 まで

病状が回復し、 \_\_\_\_\_ (医療機関名)

において、集団生活に支障がない状態と判断されたので、    月    日から登館(所) します。

年    月    日

保護者名 \_\_\_\_\_ 署名又は記名押印

## 京都市朱雀第三児童館について

【設立】 2011年11月1日

【運営主体】 社会福祉法人 京都保育センター

【理事長】 藤井修

【法人所在地】 京都市北区大將軍坂田町8-1 たかつかさ保育園内

【法人運営事業所】 くりのみ保育園（伏見区小栗栖中山田町21-11）

たかつかさ保育園（北区大將軍坂田町8-1）

たかつかさ児童館（北区大將軍坂田町8-1）

京都市御室児童館（右京区花園天授ヶ岡町3-15）

京都市西京極児童館（右京区西京極西池田町13-6）

京都朱雀第三児童館（中京区壬生松原町19-2）

立命館みらい保育園きぬがさ（立命館大学衣笠キャンパス至徳館2F）

※運営主体については、指定管理者制度に則り、5年に1度見直しが行われます。

2021年度から2025年度の5年間については、すでに当法人が受託することに決まっています。

※指定管理者制度とは、国で決められたもので、社会福祉事業を含めた公共施設の管理運営に、民間企業も参入できるような仕組みになっています。

【職員体制】 館長1名 児童厚生員4名 学童クラブ・クラス担当（非常勤）1～2名  
介助ボランティア

【主な事業内容】 学童クラブ事業

乳幼児クラブ（毎週火・木・金曜日 午前中）

あそびの広場（毎週月曜日）

地域子育て支援ステーション（地域支援、相談活動）

各種クラブ活動

工作教室、公園であそぼうでー

中高生企画

子育てネットワーク事業（なつまつり、こどもまつり、子育て講演会等）

ニュースの発行等広報・啓発活動

中京区支援、関係機関連携事業

【主な連携関係機関】

朱三子育てネットワーク（民生、主任児童委員、少補、社協、小中PTA、学童クラブ保護者会、壬生寺保育園、こべる食堂、朱雀第三児童館）

中京区子育て支援ネットワーク

中京区発達支援ネットワーク

中京はぐくみネットワーク

朱雀第三小学校運営協議会

松原中学校区保幼少中館連携協議会

# 社会福祉法人 京都保育センター 法人大綱

## 1 私たちの法人は、子どもとの関係において、

- ・ どの子どもも大切な存在であり、一人一人の固有性と有能性を尊重します。
- ・ 子どもが安心して生活できる居場所の提供に努めます。
- ・ 子どもが存分に遊べる環境の整備に力を注ぎます。
- ・ 子ども時代のどの年代も、その年代ごとの特異性を持つことでそれぞれが重要なのだと考えます。
- ・ 幼い子どもたちは、弱い存在であり彼らの最善の利益を守るためには、私たちの専門的な関わりを必要としていると認識します。
- ・ 子どもとの対話を大切にし、子どもの望む支援をしていきます。
- ・ 子どもの品位を落としたり、辱めたりすることなく、子どもの安全を確保し彼らを尊重した取り組みをします。
- ・ 子どもが主体的に学びの機会をもつように配慮し、自尊感情を励まします。
- ・ 子どもは性差、年齢、人種、宗教、言語、能力、文化、そして国籍によって差別されないという考えを社会に広げるため努力します。
- ・ 子どもは家族と共にあるという関係を尊重し、子どもへ働きかけをする時は常にこのことに配慮します。

## 2 私たちの法人は、子どもの家庭との関係において、

- ・ 子どもを中心にお互いを信頼し、いつも対等に、安心して話し合える関係を作り、子どもにかかわる意思決定については、よく話し合っておこないます。
- ・ 子どもの養育にとって家庭のもつ力が重要であることをもとに、それぞれの家庭の固有性、文化、習慣、ことば、そして信条を尊重します。
- ・ 子どもの生活する場に親が関心をもち、子どもたちの場をよりよくするための機会に参加することを奨励します。
- ・ 親同士・地域と親のつながりを援助し、孤独な親が生まれないように取り組みを進めます。
- ・ 親を取り巻く地域環境やライフスタイルを理解しながら家庭を支援をします。
- ・ 親とともに子どもの成長に共感し、親が子育てに自信をもてるよう支援します。
- ・ 家庭が子どもにとって安心できる場となるよう援助します。
- ・ 親には丁寧な言葉遣いに努め、親切に対応し、権限をこえて専断的な対応をしない職務態度を守ります。
- ・ 各家庭のプライバシーの権利を尊重します。
- ・ 子育てにかかわる情報や学びの場を提供します。

## 3 私たちの法人において、職員同士の関係では、

- ・ 専門性を高めるため同僚に対し、支援と援助をおこないます。
- ・ 子どもに関わる社会の動静をよく捉え、子どもの最善の利益を考慮した職務遂行のため、常に広い視野と柔軟な心をもつ努力をします。

- ・親から得た情報は、速やかに同僚、上司に伝え、法人に対する信頼を損ねないように努力します。
- ・信頼と尊敬そして率直・公平な職場の雰囲気をつくる努力をします。そのために、同僚間で気兼ねなく話し合い、忍耐強くふるまうこと、見解の相違を保留する権利、葛藤を克服するための建設的な方法の活用、そして適切な守秘性を保ちます。
- ・一人ひとりのもつ文化性、多様な能力を尊重し、職場に肯定的な自尊感情が醸成されるよう努めます。
- ・専門性の能力と資格を超える領域については、他の専門家の支援を求めます。
- ・お互いの健康に気遣い、適切なレクリエーションで心身の健康保持に努めます。

#### **4 私たちの法人は、地域社会において**

- ・各施設は、その所属する地域が必要としている子どもに関わる事業や情報を、様々な手段を通じて積極的に発信することに努めます。
- ・国・地方自治体の児童の福祉施策の整備・発展のために貢献します。
- ・子どもと家庭の最善の利益に関するすべての機関、地域団体そして専門家の子育てネットワークの構築・維持に努力します。
- ・地域に子どもの権利条約の普及を図ります。
- ・地域の人々が子どもの成育する環境を整える活動をする際、各施設はそのための砦としての役割を果たします。
- ・各施設は、地域住民の文化活動や自治活動の場として貢献します。ただし、特定の宗教・政治団体の利益には供しません。

#### **5 私たちの法人は、専門家としての職員の資質について次のように求めます。**

- ・持続的に、子どもの分野における専門性と実践力の向上に努めること。
- ・経験の蓄積に努めるとともに、新しい研究成果に学ぶ努力をすること。
- ・批判的精神による自己省察を忘れず、同僚の見解をよく検討し、同僚からの学びを追求すること。
- ・家庭の子育て機能の遂行と支援のため献身性を発揮します。
- ・憲法、児童福祉法、そして子どもの権利条約についての素養をもとに職務を遂行すること。

## 利用者からの苦情解決の取り組み実施要綱

### 1、 苦情解決の仕組みの目的

苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に活用することができるように支援する。

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や法人の信頼や施設運営の適正化を図る。

### 2、 実施対象

#### (1) 対象とする苦情の範囲

京都保育センター朱雀第三児童館が提供する、福祉サービスの内容に関する事項とする。

#### (2) 苦情申出人の範囲

京都保育センター朱雀第三児童館が提供する福祉サービスを、現在利用している利用者、その家族、代理人とする。

### 3、 苦情解決の体制

#### (1) 苦情解決委員会の設置

- ・ 苦情解決の責任体制を明確にするため苦情解決委員会を設置する。
- ・ 苦情解決責任者は、施設長とする。
- ・ 苦情解決委員会は、苦情解決責任者及び受付担当で構成する。必要に応じて第三者委員も出席する。

#### (2) 苦情受付担当者

- ・ サービス利用者が苦情を申し出やすいように、苦情受付担当者を置く。
- ・ 苦情受付担当者は、それぞれの事業責任者とする。
- ・ 苦情受付担当者は、以下の職務を行う。
  - ア 利用者からの苦情の受付
  - イ 苦情内容、利用者の意向等の記録
  - ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者への報告

#### (3) 体制表

苦情解決責任者 施設長 森明美

苦情受付担当者 各事業担当責任者

#### (4) 第三者委員

- ・ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を設置する。
- ・ 第三者委員の要件
  - ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
  - イ 世間からの信頼性を有する者であること。
- ・ 第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。
- ・ 選任方法  
第三者委員は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。



第三者委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

第三者委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- ・ 第三者委員は、無報酬とする。但し、活動に要した実費は別途弁償するものとする。

- ・ 職務

- ア 苦情受付担当者が受け付けた苦情内容の聴取

- イ 利用者からの苦情の直接受付

- ウ 苦情申出人への助言

- エ 法人への助言

- オ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言

- ・ 第三者委員は下記のとおりである。

福島幸治 法人監事 電話番号 075-466-0088

#### 4、 苦情解決への手順

##### (1) 利用者への周知

- ・ 施設内への掲示等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

- ・ 手順は以下のとおりである

##### (2) 苦情の受付

- ・ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付ける。
- ・ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を苦情申出人に確認する。

- ア 苦情の内容

- イ 苦情申出人の希望等

- ウ 第三者への報告の要否

##### (3) 苦情受付の報告

- ・ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情を記録し、苦情解決責任者に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を依頼した場合は、第三者委員にも報告する。
- ・ 投書など匿名の苦情については、苦情解決責任者に報告する。

##### (4) 苦情解決に向けての話し合い

苦情解決委員会と苦情申出人は、苦情申出の内容を解決するために話し合いをする。必要によっては、第三者委員の立会いによる話し合いの場を持つ。

##### (5) 苦情解決の記録、報告

苦情受付担当者は、苦情受付から解決改善までの経過と結果について書面に記録する。

苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、第三者委員に対して、一定期間経過後〔約1ヶ月〕に報告する。

##### (6) 解決結果の公表

個人情報に関するものを除き「広報誌」や「事業報告書」等に苦情の申出内容解決結果を掲載し、公表する。

## 子どもの権利条約

1989年11月20日、国連において満場一致で採択された「子どもの権利条約」。1990年8月に批准国が20カ国を越え、効力が発生することになりました。1994年5月22日に、やっと日本政府も批准しました。しかし、批准はしたものの、今の教育現場、住環境、育児環境など社会状況を見渡すと、決して子ども達にとって良いものとは言えません。全ての子どもが生き生きと豊かに生きられるように、子ども達の権利を大人が整備し守っていかねばならないと思います。

### **私達に「最善の利益」を**

第1条 子どもって18歳まで。

第2条 差別はしません、されません。

第3条 子どもに一番良い事をしてください。

第4条 条約を認めた国は、子どものために骨惜しみをしてはなりません。

第5条 子どものためになる親の指導は尊重されます。

\*親の都合を優先した指導はいけません

### **みんなが守る子どもの世界**

第6条 命を大切にしてください。良い生きかたをさせてください。

第7条 名前を持つ。国籍を持つ。両親を知って育てられます。

第8条 キミという人間は地球に1人しかいないんだ。

第9条 両親と離されてはならない。離れても会えるよ。

第10条 違った国に住んでいても、家族にはいつでも会えるよ。

第11条 子どもを勝手に外国に連れ出したり、閉じ込めたりは出来ないよ。

### **子どもの自由大切だよ**

第12条 自分の意思是どんどん言おう。(意思表明権)

\*意見が間違った事であれば、大人は子どもを指導する責任、義務があります。

第13条 なんでも知り、表現し、伝える事が出来るんだ。(知る権利・表現の自由)

第14条 心の中までは誰にも決められない。(思想・信条・信仰の自由)

第15条 みんなで集まる。仲間とグループを作る自由もある。(集会・結社の自由)

第16条 子どももプライバシーと名誉が保護されるよ。

第17条 テレビや雑誌などを通して、情報と資料に触れる事が出来る。

\*有害情報から守る義務責任が大人にある。

### **まだ弱い子ども達を守るために**

第18条 両親が育てて、国が見守り助けてくれます。

\*保育行政の充実、父子母子家庭への援助

第19条 親だって子どもを殴れない。ほったらかしも禁止。

第20条 家庭を壊された子どもは、国が守ります。

第21条 養子縁組も、子どもの利益をまず考えて。

第22条 難民の子ども達を救いましょう。

### **子どもの健康・医療をみんなで考えよう**

第23条 障害を受けた子どもには、特別な援助が必要です。

第24条 健康な毎日を過ごしたい。良い医療を受けられる。

第25条 入院している子どもは、きちんとした治療を受けられる。

### **私達に幸せな生活を下さい**

第26条 より良い生活のために、国はお金を出しなさい。\*児童手当の充実

第27条 子どもの発達のため、生活水準を高めなさい。

### **勉強・遊び・文化・芸術に一生懸命になろう**

第28条 誰でも学べる、学びたいんだ。

第29条 人間らしい、豊かな発達を求めて学びましょう。

第30条 少数者・先住者の文化と権利を大切にしよう。

第31条 もっと、ゆとりと、遊びと、文化と、芸術を。

### **子どもをいじめない社会が欲しいね**

第32条 子どもにとって、よくない仕事は禁止。

第33条 怖い麻薬を近づけないで。

第34条 子どもは大人の性のおもちゃじゃない。

第35条 誘拐・売買・取引から子どもを守ってください。

第36条 あらゆる有害なごまかし、だましから子どもを守ってください。

### **子どもに優しい気持ちを持って**

第37条 死刑・拷問は絶対だめ。自由を奪われた子どもに優しく。

第38条 戦争で死にたくない。戦争に連れて行かないで。

第39条 犠牲になった子どもを救い、社会に取り戻そう。

### **子どもの味方になる裁判と法律**

第40条 子どもを裁く時は特にていねいに。

第41条 いい法律があれば残そう。

### **大人の義務**

第42条 広報義務。

第43条 子どもの権利委員会の設置。

第44条 批准国では自国内の法整理と2年ごとの報告。

第45条 子どもの権利委員会の各国へのチェック。



(46～54条は批准方法や改正についての規定)

第54条